【ポスター発表】

# 障害者支援者の障害者観

# 一知的障害者施設職員の障害意識ー

○ 武蔵野短期大学 浅川 茂実 (7779)

キーワード:知的障害者、障害観、施設

#### 1. 研究目的

日本においては国連の「障害者のための人権条約」に対して、批准のための署名が行われ、国内法の整備が行われている。この条約の発行にあたり、WHO においては、国際生活機能分類 (ICF) が提示された。これらは障害観について、ICIDH のおける医学的アプローチを更に社会学的アプローチへと発展させている。

この新しい障害者観は、障害(児)者をめぐる環境を大きく変えていく可能性を秘め、 それは社会の中でいつも後回しにされた生存や権利の保障を彼らに保証しようとするだけ でなく、障害者と呼ばれない人の環境をも変えていくこととなる。

それは障害者個々人の問題としての機能障害と社会が求める「普通の人」との機能の対比にギャップがある。この対比におけるギャップが障害であるとする考え方に対して、そのギャップこそが社会がその人に与えた障害であるということを主張している。この障害者観にそうならば、地域や施設において多くの点で変革の必要が出てくるはずである。しかし施設における歩みは決して早くなく、障害のある多くの人が無権利で粗雑な扱いを受けてきた。施設では現在でも以前と同じ支援が実施され、続けられているように感じられる。そこで障害者への支援を行う人、障害者と接することがある人、及びその集団に対して提案した障害者観をどのように施設職員は受け止めているのか、こうしたことを全く知らないでいるのか。また知っている人にとって、あるいは知った上で取った行動や利用者への対応はどのようなものであったのかを探ることとした。

## 2. 研究の視点および方法

知的障害者施設職員が利用者に対して実施する支援に対して、施設職員はどのような支援を実施するべきだと考えているのか。「障害者のための権利条約」や ICF の理念が少しずつ浸透する中で、また施設から地域へと生活する場所を地域に変えていこうとされている状況の中で、施設の職員は障害者が地域で暮らすことに対してどのような意識を持っているのか、新しい障害者観を反映させるべき障害者支援に対してどのような意識でいるのかについて探ることした。

A知的障害者施設において障害者の人権をテーマとした研修を実施するためのアンケート方式による調査を分析したものである。アンケート調査を実施するにあたり、設問を設定する際には、研修を行う必要があると考えた職員と共同で設定された。

#### 3. 倫理的配慮

A施設において調査を実施するにあたり、アンケート結果をまとめ研究に使用すること アンケートの提出は任意であること。研究以外に使用しないこと、個人あるいは施設を特 定できる情報を使用しないことを対象となった施設の職員に周知した上で配布した。

## 4. 研究結果

A 施設は B 県にある重度・最重度の知的障害者の利用する施設である。施設の多くが抱える利用者の高齢化や滞留といった状況が見られる。

A 施設に勤務する職員に対して実施したアンケート結果は、障害者が地域で暮らすことについて可能だと思うか聞いたところ、「全員が移行できる」とした人は、129名中6名で4.7%であった。「特定の人を除き移行できる」とした人は、27名で20.9%。「結構難しい。とする人が70名で54.3%であった。「特定の人しかできない、ごく少数」とした人が、26名で20.2%であった。その理由について記述式で尋ねた。地域生活において他者に迷惑がかかる行為として自傷や他害、興奮といった行為やこれらのためあるいは身体的精神的な問題で常時介助介護を要する人を指しているものと思われる。施設において、突発的な興奮のある人や行動障害と言われる自閉的傾向であるなど環境変化に弱い人は難しいと考えて少数ではあるが難しい人がいると判断できる。「特定の人しかできない」とした人では、「一人でも生活できる人」「身の回りのことが一人でできる」「言葉のコミュニケーションが可能」「一定の場所に落ち着いて過ごせる」「常時介助の必要ない人」「身辺自立した人」と地域移行できる人の条件をあげた人が多く、グループホームなどにおいて、少数の支援者しかいない状況を想定し、ADL が高く直接介助や支援を受ける必要がない、あるいは少ない人が地域以降の対象であると考えている。一定の介助支援を条件に地域生活をイメージしていると考えられる回答が多かった。

#### 5. 考察

個々の学習の成果として、障害のある人の地域生活を志向し支援を行っていきたいと考える支援者がいると共に、対象が重度の知的障害者であるがゆえに、地域生活ではなく施設において保護される対象として観ている人もいるのが施設職員の到達点であると考えられる。また重度の障害のある人は施設で保護されるべき対象であると考える施設職員は、施設の多数を占めていることがわかった。その多くの職員は、自身の要望や意見の表出・近隣他者への迷惑・社会からの視線を考慮して判断していると考えられる。新しい障害者観の不理解があり、また現在の社会制度・福祉制度を考慮しての判断と捉えることもできる。